

# 医療法人スワン 近視進行抑制プログラム会員規約

## 第1条（規約の適用）

医療法人スワン（以下「当法人」といいます。）は、近視進行抑制プログラム会員規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより、近視進行抑制プログラム（以下「本プログラム」といいます。）を提供します。

## 第2条（本プログラムについて）

本プログラムは、以下の3つのコースから構成されます。なお、本プログラムはすべて自由診療となります。なお、①と②若しくは①と③は合わせて利用することが可能です

- ①近視進行抑制点眼剤コース
- ②多焦点ソフトレンズコース
- ③オルソケラトロジーコース

## 第3条（各コースについて）

1 前条の各コースの詳細は以下のとおりです。

### ①近視進行抑制点眼剤コース

「リジュセアミニ点眼液 0.025%」を1か月あたり1箱（30本入り）提供します。但し、提供は、医師の診察を受けたときに限り、最大3ヶ月分を提供するものとします。

### ②多焦点ソフトコンタクトレンズコース

シードワンデーピュア「EDOF」を1か月あたり2箱（両眼分）（1箱32枚入り）提供します。但し、初回は医師の診察時にお渡しし、その後は当法人所定の時期に2ヶ月分を当法人所定の方法にて送付します。

### ③オルソケラトロジーコース

オルソケラトロジーレンズ2枚（両眼分）を提供します。

2 上記各コースには、各コース利用開始後の「近視」病名での受診や、「リジュ

セアミニ点眼液 0.025%」、「E D O F」、「オルソケラトロジー」使用に起因する受診及び当法人において近視の進行の変化を記録したものの提供が含まれています。なお、診察回数に制限はありませんが、眼軸長測定は半年に1回とします。

#### 第4条（本プログラムへの入会申し込み及び支払システム）

- 1 本プログラムへの入会を申し込み方（以下「申込者」といいます。）（なお、本プログラムの利用者が未成年者の場合、申し込みはその親権者において行うものとします。）は、入会を希望する旨申告し、当法人において診察・検査を受けていただきます。なお、この診察・検査は自由診療であり、当法人所定の料金を支払って下さい。なお、このプログラム開始前の診察・検査は、本プログラムを開始するまで同様とします。
- 2 申込者は、本規約を承認のうえ、各コースの「同意書兼申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項全てを記入し、署名したうえで、当法人に提出して下さい。申込書を提出された段階で、本規約の内容を承認されたことになります。
- 3 各コースの利用料金は、全てクレジットカードを利用した支払となります。次条のメンバー登録の際、申込者名義のクレジットカード（以下「登録クレジットカード」といいます。）をご登録下さい。そのため、有効なクレジットカードを登録されない場合は、本プログラムをご利用になることは出来ません。なお、クレジットカードの登録は、遅くとも申込書が提出された日の属する月の末日までに行うものとし、期限までに有効なクレジットカードの登録が為されない場合、申し込みが撤回されたものとみなします。その場合、当該撤回までの利用料金等は、翌月末日までに現金を当法人に持参して支払ってください。

#### 第5条（会員登録）

- 1 申込者と当法人の間の本プログラムへの加入契約（以下「本契約」といいま

す。)は、前条の申し込み後の診察を終えた後、医師において医学的に問題ないと判断し、かつ、当法人において申込者の申し込みを受け入れることに問題ないと判断し、さらに、申込者において、治療継続の意思が表明され、申込者が、当法人にて示す「近視進行抑制プログラム メンバー登録」の画面において、必要事項を記入し、メンバー登録がされたときに、当法人が承諾したものとして成立するものとします。

なお、メンバー登録においては、一人につき一つのメールアドレスを要することから、一家族において複数人がメンバー登録する際は、各人につきそれぞれ別のメールアドレスを記入する必要があります。

2 次のいずれかに該当する方は、入会の申し込みを受け付けられない場合があります。

- ①申し込みに際して虚偽の事実を告げた方
- ②申し込みの際登録されたクレジットカードが利用できない状態になっていた方
- ③法律上財産の処分権に制限を受けている方
- ④その他、当社の内規により、申込者ないし利用者(以下「申込者等」といいます。)が会員と認めることが適当ではないと当社が判断する方

3 申込者等が、各都道府県において制定されている暴力団排除条例の規制対象者(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当する方及び反社会的勢力と密接な関係を有すると当社が判断する方の入会はできません。

## 第6条(コースの変更等)

1 会員は、本契約成立後において、第2条の①乃至③のコースを変更することができます。

2 前項のコース変更をする場合、利用料金の差額は、日割計算にて調整します。

## 第7条(診察・検査の予約)

1 第3条第2項の診察・検査の予約は、「近視進行抑制プログラム専用予約ペー

ジ」にて行っていただき、当該予約システムにて予約した日には必ず当法人にお越し下さい（事前に変更等された場合を除きます。）。

2 第5条第1項のメンバー登録時入力されたメールアドレス、パスワード等の入力事項は会員自身において厳重に管理して下さい。それらの流出等により、会員に何らかの損害が生じたとしても、当法人は何らの賠償も致しません。

## 第8条（遅延損害金）

会員は、本プログラムへの入会に伴い発生する支払いにつき、支払期日にこれを支払わない場合、支払期日の翌日から支払日に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を、支払うべき代金等とは別に当社に支払うものとします。

## 第9条（公租公課）

会員は、名義のいかんにかかわらず、本プログラムの提供、その他契約の締結及び履行等にかかわる一切の公租公課（各種税金等）を負担するものとします。

## 第10条（費用等の負担）

会員は、会員の都合により当法人から集金のため訪問を受けた場合、訪問1回につき金1,000円及びこれに課される消費税等を、発生の都度当法人に支払わなければなりません。

## 第11条（会員情報の取得および利用）

会員は、本プログラム入会の各種手続きおよび本プログラム利用を通じて当法人が取得した当該会員の個人情報（以下「会員情報」といいます。）を、当法人が別途定める「個人情報の利用等に関する同意事項」において記載する目的の範囲内で利用することに同意するものとします。

## 第12条（秘密保持）

当法人は、本会員規約ならびに当法人が定める「個人情報保護方針」に従って個人情報を取り扱うものとします。

## 第13条（有効期間）

会員資格の有効期間は、当法人が第5条に基づき加入契約が成立したと認定した

日から、退会の時までとします。ただし、当法人が本プログラムの運営継続が困難と判断したうえで6ヶ月の予告期間を定めて会員に通知した場合は同予告期間の経過をもって、また当法人が本プログラムの運営終了を決定した当該当法人事業年度分の会費として既に会員から受領した会費の全額を会員に返還した場合は当法人が返還を確認した時をもって、会員資格の有効期間は終了します。

#### **第14条（変更届）**

- 1 会員は、その住所、氏名、自宅電話番号等に変更が生じた場合、速やかに、当社に申し出なければなりません。申し出のない場合において、当社からの通知が会員に到達しないときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。ただし、変更の届け出を行わなかったことについてやむを得ない事情があると当社が判断した時は、この限りではありません。
- 2 会員は、登録クレジットカードに問題が生じ、利用料金の支払ができない場合、利用料金の支払のときまでに、利用可能な新しいクレジットカードを登録しなければなりません。
- 3 当法人は、会員に対し、当法人が必要と認めたときにはいつでも、本条第1項の定める届出事項について確認を求めることができるものとします。この場合、当法人は会員に対し、運転免許証等の提示を求めるものとし、会員は速やかに運転免許証等を提示して、その確認に応じなければなりません。

#### **第15条（退会）**

会員は、「近視進行抑制プログラム ご利用プラン設定」画面において利用されている全てのコースにつきプラン解約とすることによりいつでも退会して本プログラムの利用を取り止めることができます。

#### **第16条（解除）**

- 1 当法人は、会員が次の事由の一つにでも該当したときは、本契約を直ちに解除できるものとします。解除後は、会員は本プランにもとづく一切のサービスを受けられません。また当社は、本契約解除に伴い、遅延となっている利用料

金等を会員に直ちに請求でき、会員は未払分の支払いを免れることができません。

①登録クレジットカードによる支払ができなくなったとき。但し、当法人がその旨会員に通知してから15日以内（なお、当該通知の方法は限定されず、当該通知を為した日をもって当該期限の開始日とします。）に、未払の利用料金を支払い、かつ、新しい利用可能なクレジットカードを登録した場合を除きます。

②利用者等が破産の申立てをしたとき、又はされたとき

③利用者等が反社会的勢力に該当すると判明したとき及び利用者等が反社会的勢力と密接な関係を有すると判明したとき

④申込者等が当法人の職員に暴力を振るい、または、不適切な言動をした場合

⑤その他、会員として適当ではないと当法人が判断したとき

2 会員が次の事由に該当したときは、当法人の判断により本契約を解除できます。

①申込者等が医師の医学的指示に従わないとき、若しくは、従わないと合理的に判断できるとき。

②申込者等が当法人の要望、指示等に従わない場合

③一定期間以上、本プランの提供を受けておらず、且つ住所不明となり当社からの通知（書簡、電話等）が会員に到達しないとき

④その他、前前号に準ずる状況が生じたとき

3 なお、本条における解除の意思表示は、会員が書面の受け取らない、若しくは、受け取ることができない場合においても、当法人において把握している会員の住所宛に発送すれば足りるものとし、受領の有無にかかわらず、通常送達される日をもって送達されたものとみなします。

## 第17条（清算関係）

1 第14条により退会した場合、前条により本契約が解除された場合、その他

理由の如何にかかわらず、本契約が終了した場合において、既に支払われている利用料金はお返しできません。

- 2 前項の場合において、既に支払われている利用料金に対応する点眼剤、コンタクトレンズ以外の物は、直ちに当法人に返還していただきます。
- 3 契約終了後 30 日以内に前項の物の返還ができない場合、当該未返還の物に相当する金額を当法人に賠償していただきます。

#### **第 18 条（本プランの変更・停止）**

当法人は、会員への事前通知を行わずに本プログラムの内容の変更（使用する薬剤、材料等の変更を含みます。）、または本プランの停止もしくは中止をすることがあります。この変更、停止、中止等については、当法人が合理的と判断する手段を通じて発表するものとします。

#### **第 19 条（本プログラム提供の一時的な中断）**

当法人は、下記に該当する場合には、会員に事前に通知することなく一時的に本プログラムを中断することができるものとします。また、当法人は次の事由により本プログラムの提供の中止等が発生した場合は、これに起因する会員又は第三者が被った損害について一切の責任を負いません。

- ①天変地変により本プログラムの提供ができなくなった場合
- ②戦争、暴動、騒乱その他不測の事態により本プログラムの提供ができなくなつた場合
- ③その他、当法人が本プログラムの一時的な中断を必要と判断した場合

#### **第 20 条（本プログラムの廃止）**

- 1 当法人は、業務上の都合により、会員に対して提供している本プログラムの全部または一部を廃止することができるものとします。
- 2 当法人は、前項において定める本プログラムの廃止を行う場合には、第 21 条に定める方法に則り、会員に通知いたします。
- 3 当法人は、本プログラムの廃止により会員又は第三者が被った損害について

一切の責任を負いません。

## 第 21 条（損害賠償）

- 1 会員は、本プログラムの利用にあたり、当法人又は第三者に対して損害を与えた場合（会員が本規約上の義務を履行しないことにより第三者又は当法人が損害を被った場合を含みます。）には、自己の責任と費用をもって当該損害を賠償するものとします。
- 2 本プログラムの利用に関連して会員が被った損害につき、当法人の責めに帰すべき事由により当法人が責任を負う場合には、当法人は、会員に現実に発生した直接かつ通常の損害に限り、これを賠償する責任を負うものとし、特別な事情から生じた損害については責任を負いません。
- 3 前項に基づき賠償責任を負う場合であっても、当法人が金銭的賠償に代えて本プログラム内での補償その他の措置をとることができるものとします。

## 第 22 条（規約の変更）

当法人は、1 日以上の予告期間を設け、当法人ホームページにおいて変更後の本規約の内容を周知することにより、いつでも本規約の内容を変更することができるものとします。当該予告期間経過後は、変更後の本規約の内容が適用されるものとし、会員（利用者等を含む）は変更後の本規約の内容に拘束されるものとします。

## 第 23 条（準拠法および管轄裁判所）

- 1 本規約の準拠法は日本法とします。
- 2 当法人が提供する本プログラムに関連して会員と当法人の間で紛争が生じた場合は、津地方裁判所松阪支部または松阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上